

研究所たより 研究所たより

昨年5月に厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室が主催する「雇用創出企画会議」の第1次報告書が発表されました。研究所のWebサイトにもリンクを貼ったので、ご覧になった方もいると思います。

第1次報告書の発表後もこの会議は継続しているのですが、1/22の15年度第4回会議に、当研究所の富沢賢治副理事長(聖学院大教授)が報告をするという、傍聴に行きました。(会議は公開で、申し込みば誰でも傍聴できます。)

富沢先生は、第1議題「諸外国におけるソーシャル・エコノミーの実情」の中で、「民間非営利セクターにおける就労機会の創出 EUの事例」ということで約25分の報告をされました。EUでの社会的経済の概念と政策、そして事例としてスペインのモンドラゴンとイタリアの社会的協同組合について説明した後、「民間非営利セクターの就労(雇う・雇われるでない働き方)に関する法整備」「民間非営利セクター(法制化市民会議)からの提言の検討」の必要性を提言されました。

次に、神戸商科大の加藤恵正教授がイギリスのコミュニティ・ビジネスについての報告を行い、ソーシャル・エンタープライズという概念を用いながら雇用に関わる政策について説明をされました。

その後、各委員から両者への質問で、富沢先生には「法整備」について具体的な中身を聞かれ、法制化市民会議のパンフや法案要綱を配り、宗教団体による救貧対策から政

府の福祉政策となり、自立化支援に移って行くのは各国の歴史の中でも一般的であるとして、自立支援としての法制化の重要性を説明されました。

富沢先生が社会的経済の担い手として、EUでは「協同労働の協同組合」が位置づけられ、成果を上げているということ報告して下さったのは、大きな意義があると思います。法制化運動にとって大きな追い風となることを期待します。ただ、印象がかもしれませんが、討議内容を聞く限り、C・Bの促進は「社会的目的を持った企業家」を増やすというイメージで捉えられているように思えます。

加藤先生が質問に答えて、「80年代のサッチャー改革の中で”結果として”C・Bが生まれてきた。」「サッチャーはC・Bは”安上がりの福祉”と考えていたが、労働党もそれをわかっていながら、あえてコミュニティがビジネスをするという新しいコンセプトに乗った。」と発言されていました。良くも悪くも社会的経済やC・Bというものが、政府の中で取り上げられるのは、日本の社会がそれだけ構造的に変化してきたということなのでしょう。この会議が厚労省の政策にどの程度影響を及ぼすのかわかりませんが、歴史的な必然として、市民社会の自立的な活動を視野に入れた政策を取り入れざるを得ないところにきているのは確かだと思います。次回は未定ですが、厚労省のWebサイトで公開されますので、ご興味のある方はぜひどうぞ。

菊地 謙